

北海道小規模企業振興条例の概要

【小規模企業を取り巻く現状・課題】

- ・本道の企業数の9割あまりを小規模企業が占める
- ・小規模企業数は2009年から2012年までの3年で1万社以上減少
- ・廃業率が開業率を上回る状況
- ・後継者不在74%(全国一)、代表者の半数が60歳以上
- ・休廃業・解散が10年前と比べ倍増

【これまでの経過】

H26.6	小規模企業振興基本法の制定
H26.7～H27.3	小規模企業振興の今後のあり方についての検討
H27.8～	北海道小規模企業振興条例(仮称)検討部会での検討
H27.11～H27.12	パブリックコメント実施、各市町村・経済団体等からの意見聴取
H28.3	平成28年第1回定例道議会において条例可決
H28.4	条例施行

○ 条例の概要

【前文】

すべての関係者が一体となって地域の小規模企業の持続的発展を図る 道民の創意としてこの条例を制定する

【第一章 総則】(第1条～第10条)

[目的](第1条)

道の責務、小規模企業者・小規模企業団体等の役割等を明確化し、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、地域経済の活性化及び地域社会の持続的発展に資する

[定義](第2条)

小規模企業者: おおむね常時使用する従業員の数が、製造業、建設業、運輸業その他の業種は20人以下、商業又はサービス業は5人以下の事業者

[基本理念](第3条)

- ① 小規模企業の経営環境及び経営実態その他地域の実情に応じて総合的に推進
- ② 国や道、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体等の適切な役割分担の下、一体的に推進
- ③ 小規模企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮
- ④ 小規模企業の経営規模等を踏まえ、その主体性が十分発揮されるよう配慮

[道の責務](第4条)

- ① 総合的な施策の策定及び実施
- ② 国、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体等との連携
- ③ 小規模企業が担っている重要な役割についての道民の理解促進

[小規模企業者の努力](第5条)

- ① 円滑かつ着実な事業の運営、その事業活動を通じた地域の振興への貢献
- ② 地域における他の小規模企業者等と連携

[小規模企業関係団体の役割](第6条)

- ① 小規模企業者を積極的に支援、他団体等と連携
- ② 国、道、市町村等が行う取組に参画

[金融機関の役割](第7条)

円滑な資金供給及び経営の支援の実施、小規模企業に対する支援や協力を通じ、地域経済の活性化

[大学等の役割](第8条)

新商品及び新技術開発その他の事業活動への助言、研究成果の普及等

[小規模企業者以外の事業者の役割](第9条)

- ① 小規模企業の事業機会の創出その他の必要な協力
- ② 道が行う施策への協力

[市町村との連携等](第10条)

道は、市町村が行う小規模企業の振興に関する取組に連携協力するとともに、市町村に対し、必要な協力を要請

【第二章 基本的施策】(第11条～第19条)

◇経営体質の強化(第12条)

経営指導の促進、研修の充実、人材の育成、道外からの人材の誘致等

◇事業の承継の円滑化(第13条)

研修の充実、情報の提供、支援人材の育成、相談体制の整備等

◇創業等の促進(第14条)

各段階に応じた研修の充実及び情報の提供、相談体制の整備等

◇地域における支援体制の整備(第15条)

- ① 各地域における小規模企業を支援する体制の整備
- ② 支援体制の整備に当たり、秘密の保持に配慮

◇円滑な資金の供給(第16条)

金融機関と連携し、小規模企業者、事業の譲渡を受けようとする者、創業を行おうとする者に対する資金が円滑に供給されるよう必要な措置を講ずる

◇小規模企業振興方策(第17条)

小規模企業の振興を図るための具体的な方策の策定、公表

◇財政上の措置(第18条)

必要な財政上の措置を講ずるよう努める

◇顕彰(第19条)

顕著な功績があったものに対する顕彰の実施

北海道小規模企業振興方策

ふるさと
～地域の活力再生を目指して～

○方策の推進期間：平成28年度から5カ年程度

基本的な施策

北海道小規模企業振興条例の制定 (H28.4.1施行)

- 【基本理念】
- 地域の実情等に応じ総合的に推進
 - 各機関の適切な役割分担のもと一体的に推進
 - 経営資源を有効活用した円滑・着実な事業運営
 - 経営規模・形態を踏まえ主体性を十分発揮

地域のプレーヤーである小規模企業 の振興施策が必要

小規模企業の事業活動の継続は喫緊の課題

背景

- 人口減少社会において地域経済の活力低下が懸念される中、小規模企業は道内の企業数の約9割を占め、地域の経済・雇用を支える重要な担い手。
- ・道内では、従業員20人以上の企業等が5社以下の市町村が、約60町村。
- ・小規模企業の数は、直近3年で1万社以上減少、廃業率は開業率を上回る。
- ・道内企業の後継者不在率は74.0%（全国一）、道内企業の代表者の半数が60歳以上。

経営体質の強化

- 《主な課題》
- 商圏が限られ、地域の事業環境の変化を受けやすい
 - 商品開発力や専門性の高い人材の確保が困難
 - 価格競争力や販売力に弱み

- 【展開の方向】
- 小規模企業の目線に合わせたきめ細やかな経営相談・経営指導の実施
 - 重要な経営資源である経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援
 - 道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保
 - 城内・域外からの需要開拓・確保のための新商品・新サービスの開発と販路開拓支援

- 〈きめ細やかな経営相談・経営指導の実施〉
- 地域に密着した商工会・商工会議所による伴走型の経営指導、情報提供
 - 北海道中小企業総合支援センター等による支援情報の提供や製品開発から販路拡大に至る幅広い経営指導
 - 地域の金融機関、中小企業診断士等と連携した専門家の派遣による経営指導

主な取組の例

- 〈経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援〉
- 売上拡大や収益改善など企業ニーズに沿った専門家派遣による個別研修の実施
 - ものづくりや食品産業など新分野・新市場への進出等に資する人材の養成
 - 従業員の職業訓練を行う事業主に対する支援

- 〈新商品・新サービスの開発と販路開拓の支援〉
- 北海道産業振興条例に基づく施策、官民連携ファンド等による新商品・新サービス開発・販路開拓への支援
 - 小規模企業の受注機会の拡大・確保

- 〈道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保〉
- 道外のプロフェッショナル人材と道内企業との橋渡しや、人材の受入企業への支援
 - 若年者等のU・Iターン促進のための求人情報の提供
 - 産業や職場理解による人材の確保・定着

事業の承継の円滑化

- 《主な課題》
- 業績の不振や経営者の高齢化、後継者難などにより休業や解散件数が増加

- 【展開の方向】
- 専門家によるきめ細やかな情報提供と相談指導
 - 事業承継を支える専門人材の育成支援
 - 創業支援の取組と連動した事業承継の促進

- 〈きめ細やかな情報提供と相談指導の実施〉
- 地域ごとに専門家（弁護士、税理士、中小企業診断士等）の登録制度を整備
 - 登録制度を活用した、地域における事業承継に関する相談・指導の実施
 - 北海道事業引継センターや金融機関等との連携による情報提供

- 〈事業承継を支える専門人材の育成支援〉
- 事業承継課題に専門に対応する専任の事業承継コーディネーターの育成

- 〈創業支援の取組と連動した事業承継の促進〉
- 後継者不在企業と創業希望者とのマッチング
 - 起業相談会や実践起業塾の活用による後継候補者のスキルアップ
 - 移住希望者による事業承継の促進

創業等の促進

- 《主な課題》
- 地域の人口減少が進む中、新たな事業の創出による雇用の場の確保が重要

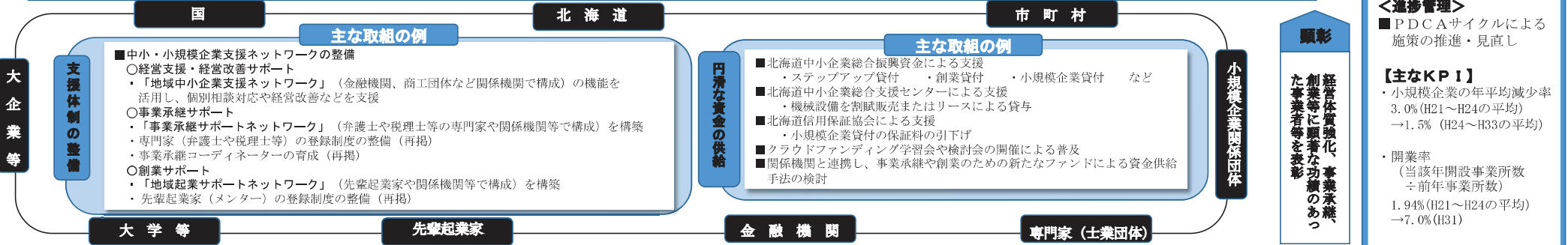
- 【展開の方向】
- 創業の各ステージに応じたきめ細やかな支援
 - ・起業家意識の普及・啓蒙
 - ・創業に向けた相談指導体制の整備
 - ・創業時、創業間もない企業に対する経営指導
 - ・事業承継の取組と連動した創業支援
 - 女性・若者・アクティブシニアなど多様な意欲的な人材による創業の促進

- 〈創業の各ステージに応じたきめ細やかな支援〉
- 大学生向け起業家教育（アントレプレナーシップ講座）の開催
 - 起業相談会、実践起業塾の開催
 - 先輩起業家（メンター）登録制度の整備
 - 先輩起業家との交流会、講演会や企業見学会の開催
 - 創業希望者データベースの活用
 - 後継者不在企業と創業希望者とのマッチング（再掲）
 - 北海道中小企業総合支援センター、商工会・商工会議所等による創業後のフォローアップ

- 〈女性・若者・アクティブシニアなどによる創業の促進〉
- 大学生向け起業家教育（アントレプレナーシップ講座）の開催（再掲）
 - 起業相談会、実践起業塾の開催（再掲）
 - 先輩起業家（メンター）登録制度の整備（再掲）
 - 先輩起業家と交流会、講演会や企業見学会の開催（再掲）
 - 北海道産業振興条例に基づく施策、官民連携ファンド等による新商品・新サービス開発・販路開拓への支援（再掲）
 - 空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出の支援
 - ビジネスで女性が活躍しやすい環境づくりの推進

地域経済の活性化・地域社会の持続的発展

施策の展開を支えるための地域における支援体制の整備と円滑な資金の供給



<進捗管理>

- PDCAサイクルによる施策の推進・見直し

【主なKPI】

- ・小規模企業の年平均減少率
3.0% (H21～H24の平均)
→1.5% (H24～H33の平均)
- ・開業率
(当該年開設事業所数 ÷ 前年事業所数)
1.94% (H21～H24の平均)
→7.0% (H31)

顕彰
経営体質強化、事業承継、創業等に顕著な功績のあった事業者等を表彰

1.小規模企業者の計画への反映について

自治体名	計画制定	計画名	小規模企業者についてどのように記述しているか
札幌市	H29.1～	札幌市産業振興ビジョン (2016-2022)	H26.6に「小規模企業振興基本法」が制定されたことに触れ、中小企業者等について『中小・小規模企業』という表現にほぼ統一している。 しかし小規模企業だけを対象とした事業は特にない。 (小規模企業者向けの融資制度に関する優遇措置があるが、これは苫小牧も同様に実施済である)
千歳市	H28.3～	千歳市商業振興プラン	-
恵庭市	H28.1～	恵庭市中小企業振興基本計画	-
帯広市	H27.3～	帯広市産業振興ビジョン	『中小企業(小規模企業を含む)以下同じ』という表現を使用。
岩手県一関市	H29～	一関市工業振興計画 (平成29年度～平成33年度)	-
神奈川県横須賀市	H25.2～	横須賀市中小企業振興プラン	-
静岡県富士宮市	H28～	富士宮市中小企業振興実施計画	-
滋賀県大津市	H28.4～	大津市中小企業振興計画	「計画の目的」の最後に『なお、本計画で策定する中小企業振興や中小企業者に対する支援は、小規模事業者もその対象とすることとし、事業者の規模や実情に応じて必要な取り組みや支援等に取り組むものです』と記述。 その他計画内では『小規模事業者を含む中小企業』や『中小・小規模企業』との表現。
愛媛県松山市	H28.3～	松山市中小企業振興計画	-
山口県宇部市	H29.7～	宇部市中小企業振興実施計画	「小規模企業施策推進の基本方針」を設けており、市の事業も「中小企業」と「小規模企業」に分けて掲載している。 しかし市事業内には小規模企業に限定したものはなかった。
宮崎県日向市	H28～	日向市中小企業振興計画	-